

宗像市ふれあいバス運行事業者候補者募集要項

令和7年11月

宗像市

宗像市ふれあいバス運行事業者候補者募集要項

1 事業概要

(1) 実施要領書の目的

本市では、「宗像市地域公共交通計画」に基づき、日常生活における移動手段の確保及び地域の持続的な公共交通体系の維持を目的として、ふれあいバスを運行している。しかしながら、運転手不足や採算性の悪化など、近年の交通事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、現行のふれあいバス運行事業者が撤退を予定している。

そこで、本市は令和8年4月6日以降の運行を担う新たな運行事業者候補を公募し、利用者の生活交通を切れ目なく確保するため、本要項により必要な事項を定めるものである。

(2) 事業の概要

- ① 事業名称 宗像市ふれあいバス運行事業
- ② 事業内容 別紙「宗像市ふれあいバス運行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 基本方針

運行経費、運行管理体制、整備管理体制等運行に係る企画提案書等を公募により審査し、最も適切な運行事業者の選定を行う。利用実態、収支状況、利用者ニーズ、市民の満足度合い等を把握し、実情に合った利便性の良い公共交通作りを行うものとする。このため、運行事業者には、市が行う利用実態調査等への積極的な協力を求めるものとする。

(4) 運行の条件

- ① 補助金 運行に際し、事業者の努力にもかかわらず、運行に要した費用に対し、運賃等の収入が下回った場合には、この差額に対し、宗像市補助金等交付規則及び宗像市乗合バス路線運行補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。
- ② 基準運行経費 基準運行経費 155,000円（税抜き）/日額（3系統合算）
※燃料代や保険料、修理費等、運行に必要な経費は実費として毎月精算。
※運行経費は毎年度見直し。
- ③ 運行日 ふれあいバス（定時定路線）は月曜日～土曜日・第2・第4日曜日運行とし、第1・第3・第5日曜日及び12月29日から1月3日までは運休とする。
- ④ 運行期間 令和8年4月6日～令和9年3月31日（1年間）
※運行状況等により更新する場合あり。
- ⑤ 運行内容 採用された企画提案に基づき締結された運行に伴う経費を定める運行単

価契約及び運行内容を定める運行協定による。

運行単価契約及び運行協定の内容は、別に定めるものとする。

- ⑥ 車両
- 第1系統 宗像市が所有するバス車両（36人定員：福岡200か2344）
- 第2系統 宗像市が所有するバス車両（36人定員：福岡200か2345）
- 第3系統 宗像市が所有するバス車両（36人定員：福岡200か2346）
- 予備車 宗像市が所有するバス車両（29人定員：福岡230か6701）
- ⑦ 施設等
- 各路線の乗降場は、既存の施設を利用するものとする。
- 当該乗降場にかかる一切の維持管理費は、市の責任のもとにおいて市の経費で行うものとする。また、乗降場新設に係る経費については、本市が負担する。
- ⑧ 運行形態
- 今後、運行形態を変更する場合は、運行事業者と協議の上決定するものとする。
- ⑨ 損害賠償
- 本事業に使用する車両全てに以下に示す内容の補償を下限とし、任意保険又は共済保険に加入することとする。ただし、以下と同等の補償を確実に担保できる場合は、この限りではない。なお、保険加入に係る手続き及び保険料の支払いは運行事業者が行う。
- ・対人対物賠償 無制限
 - ・人身傷害 5,000万円
 - ・車両保険 原価相当額（発注者が貸与するバス車両のみとする。それ以外は任意。）
- ⑩ その他
- 予算の議決を条件として協定が成立するものとする。
- 運行までの準備に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

（5）業務執行体制

- ① 運行事業者は、本業務に対する管理責任者を選任すること。
- ② 管理責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにしておくこと。
- ③ 運転者は法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。
- ④ 本業務には十分に知識のある運行管理者、整備管理者及び補助者を配置すること。

2 スケジュール

No.	項目	期間等
1	公告	令和7年11月17日（月）
2	参加申込及び提案書 受付期間	令和7年11月17日（月）～ 令和7年11月28日（金）
3	質疑書受付期間	令和7年11月17日（月）～ 令和7年11月21日（金）
4	質疑書回答期間	令和7年11月24日（月）～ 令和7年11月25日（火）
5	審査日	令和7年12月5日（金）
6	審査結果通知	令和7年12月5日（金）～
7	運行開始	令和8年4月6日（月）

3 参加資格条件

参加表明者は、公告日において次の（１）～（７）の要件全てを満たすこと。

- （１）道路運送法第４条第１項に規定する一般旅客自動車運送事業者の許可を受けているもの。
- （２）運行開始までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、確実に運行に必要な手続を行える能力を有するもの。
- （３）運行にあたり管理責任者を配置することができるもの。
- （４）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないものであること。
- （５）会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始がなされていない者、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。
- （７）宗像市又は近隣市町村に営業所を有し、運行開始時までに必要な体制整備が可能なこと。

4 応募手続

（１）募集の周知

市は、この概要を市のホームページに掲載し、募集する。

（２）応募書類

この要項により応募する事業者は、次に定めるところにより応募書類を提出する。

① 提出書類 ７部（正本１部及び写し６部）

ア 参加申込書（様式第１号）

イ 企画提案書（様式は任意とするが、A4版規格により10ページ以内で主に以下の大・小項目に関する提案を記載すること。）

大項目	小項目	参考
1 本業務に対する基本的な考え方、コンセプト		公共交通に対する企業の方針、理念等
2 運営能力	①組織・人的基盤	大型2種免許保有人員、社員数、保有車両数等
	②管理責任者の能力	管理責任者の経歴等（様式第2号）の内容を参考に簡潔に記載
3 安全性	①運行管理体制	運行開始までのスケジュール、運行管理及び運転等に従事する人員体制、酒気等のチェック体制及び装備、運転手との連絡体制、運行管理者、整備責任者、体系図
	②整備管理体制	車両整備管理の体制、点検設備の状況
4 信頼性	①緊急時の対応	緊急時の連絡体制、予備車両、交代運転手、事故時の対応、補償内容
	②法令順守、社員教育等	道路運送法等による輸送施設の使用停止処分等、自動車事故報告規則に該当する事故等の発生状況、研修等
5 利便性	乗客サービス	利用者への対応、高齢者、障がい者等への対応方法、接遇等の研修体制
6 協調性	市との協力体制	宗像市における公共交通体系への提案、財政負担の軽減策、その他 PR

ウ 管理責任者の経歴等（様式第2号）

エ 同種・類似業務の実績一覧（様式第3号）

オ 運行に係る経費見積書（様式第4号）

※155,000円（税抜き）/日額（3系統合算）以下の額で提案すること。

カ 暴力団排除に係わる照会同意書（様式第5号）

キ 定款

ク 商業登記簿の謄本

ケ 道路運送法第4条第1項に規定する許可を有することを証明できる書類

コ 会社案内等の法人の概要が分かるもの

サ 財務諸表（直近2年の決算報告書）

②留意事項

- ア 企画提案書は、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめること。
- イ 当該応募の内容について、追加資料の提出を求める場合がある。
- ウ 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- エ 提出した書類等は、一切返却しない。
- オ 提出した書類の内容については、公表することがある。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、決定を取り消すことがある。
- キ 企画提案書の提出後において、原則として、記載された内容の変更を認めない。

(4) 質疑応答

- ① 応募に際して質疑のある場合は、質疑書(様式第6号)を提出することができる。
- ② 質疑書は、郵送、ファックス、E-mail 又は持参により事務局に提出すること。
- ③ 質疑書の提出期限は、令和7年11月21日(金曜日)午後5時00分必着とする。
なお、電話及び口頭による質疑は原則として受け付けないこととする。
- ④ 質疑応答書は、令和7年11月25日(火曜日)(予定)までに、E-mail にて送付する。
- ⑤ 質疑応答書は、この要項の追加又は訂正とみなす場合がある。この場合において、その旨を応募者へ通知する。

(5) 受付方法

応募者は、4(2)の書類を事務局まで郵送又は持参する。

- ① 提出期限 令和7年11月28日(金)
- ② 受付期間 令和7年11月17日(月)～11月28日(金)まで
8時30分～17時00分(※土日祝を除く)

5 審査及び選定の通知

(1) 選定方法

- ① 応募事業者による提出書類を踏まえた総合的な審査を行い、運行事業者候補者1者を選定する。
- ② 事業者の選定は、宗像市ふれあいバス運行事業者選定審査委員会において、非公開にて審査を行う。
- ③ 審査内容については公開とする。なお、応募者には文書にて審査結果を通知する。

(2) 選定基準

選定基準は、主に次に掲げる事項とする。

- ① 運営能力（組織・人的基盤、管理責任者の能力）
- ② 安全性（運行管理体制、整備管理体制）
- ③ 信頼性（緊急時の対応、実績・法令遵守）
- ④ 利便性（乗客サービス）
- ⑤ 協調性（宗像市との協力体制）

6 失格事項

- (1) 各書類の提出が期限に遅れること。
- (2) 審査結果に影響を与えるよう、故意に工作すること。
- (3) この要項に定める手続以外の方法により、事務局又は関係者と直接、間接を問わず、連絡又は情報の提供を求めること。
- (4) その他、適切な審査を妨害すること。

7 事務局

宗像市都市再生部都市再生課地域公共交通政策室
所在地 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
電話 0940-36-9777 F A X 0940-36-7005
E-mail kotsu@city.munakata.lg.jp